

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農業恐慌の深化と農業防衛闘争の展開

第一節 「経済九原則」の実施と農業防衛闘争の展開

一、農民運動の一般的沈滞 一九四八年一〇月吉田内閣成立後、一二月「経済九原則」の発表があり、日本経済の「安定自立」政策の実施とともに、労働運動への制限(国家公務員法制定、労組法の改正等)が加わり、他方供出と徴税強化の方針の下にますます農業と農民の窮乏化が進行した。超均衡予算の編成によって財政投資、補給金、政府発注は一部大産業をのぞいて打切られ、行政整理、産業合理化の進展はその犠牲を中小企業、勤労者など広汎な国民大衆の肩に転嫁させ、ここに大量失業の造出とその農村への還流がはじまり、農家生活の負担を重くすると同時に、国民大衆の窮乏化は農産物市場を狭め、野菜、果実はもとより主食のヤミ価格は急落するに至った。金つまり、供出と税金の重圧に昨年来より経営と生活の困難を増大しつつあった農民大衆は、さらに数次の風水害(アイオン台風・利根川決壊等)によって打ちのめされ、その結果耕作放棄(四八年度耕作放棄五、二六〇町歩)土地のヤミ転売や人身売買等の暗い現象が東北地方はじめ各地に生じ、町村長でその職を辞する(「行政放棄」)もの累増する傾向にあり、あまつさえ外国産農産物の大量輸入、恐慌によるその価格低落等の現象で、日本農業は重大な危機に直面することとなった。日農はじめ各農民団体が政府に対して発した「経済九原則に関する要請書」の前文中に言うごとく、

「もしこのままに推移せんか、連合国の絶大なる支援によって発足した農民の解放は挫折し、農村の民主化は中途にしてついで、あまつさえ農村は再びファシズムの基盤となるおそれすら少くないのである」

このような農業の危機を打開し、農業生産力を向上して供出を完遂し、日本経済自立に寄与するためには「農村内部に於ける封建的な諸要素を払拭するのみならず、政治的にも経済的にも脆弱な過小農経営に対する独占資本の圧迫より農村を護らなければならない」(同上、なお「要請書」全文は後掲)と言われた。

この期の農民闘争の大きな特徴は、したがって恐慌に打ちのめされ、資本の収奪によって破滅せしめられんとする農業と農民生活を守るための抵抗として行われたことである。第二に、国家権力の直接の取締りが強化され、終戦直後の供出における強権発動に代ってたとえば国税犯則法や国家地方警察の反税取締り通牒に見るごとく税闘争に対する強権的取締りが強化され、そのため農民闘争は極度の困難にさらされたことである。第三に「食糧事情の好転」から政府の統制方式に大転換が行われ、甘藷の統制撤廃をめぐって農民運動は従来の供出闘争の要求と別個の形でたたかわれざるを得なくなったことである。すなわち「より少い供出」ではなくて「生産物の政府責任による買上げ」を要求し、食糧政策の急転換より生ずる農業経営の混乱と破滅を防止せんとする要求である。もちろん政府は超過供出の法制化を内容とする「食糧確保臨時措置法」の改正を、全農民団体の要求を蹴っても実施せんとしたように、低米価供出の強行はいぜんとしてつづけられ、四八年末から四九年春にかけてとくに春耕期に飯米確保、自主的供出を要求する農民闘争も各地におこったが、何といっても本年度は食糧政策転換にともない供出闘争も一の転換点に立たされるにいたった

のである。

米価問題もこの期の後半において重要な政治的意義をもって全農民の関心のもとにたたかわれた。今年度より「米価審議会」が設置され、農民代表の参加により民主的に米価を審議することになったが、そしてこれは前年度の農民闘争の一の成果に外ならないのであるが、しかしその審議会の答申も一の参考として聞かれただけで石当り四、二五〇円、超過供出分二倍の低米価決定は「生産費をつぐのう米価」を求める農民の要求とはほど遠いものであり、低賃金、低米価の独占資本の政策はいかなく発揮せられ、その本質を明かにしたのである。

また農地改革逆転の試みもしばしば企てられ、第三次改革の要求は頭から峻拒されるほか、地租小作料値上げ、在村地主の範囲の拡張等政府の準備が進められた。山林原野、農業協同組合、商工部面に根をおいて農村の反動的支配の維持、回復をねらう地主勢力はこれに力をえており、農地改革逆転の危険は決して軽視するをゆるさない情勢である。しかし土地問題について農民側の闘争は四七、四八年におけるほど前進したとはいえない。「農地改革より農業改革へ」のスローガンによって、四七、八年に各地に芽ばえた農地の共同管理、交換分合、協同経営、農業近代化の動きは、恐慌と反動の嵐の中に大部分は萎縮し停滞し、協同組合経営は危機に立ち崩壊の一步前にまで来ている。農業を守り生産力を高め、農業近代化への道をひらかんとした生産復興の積極的闘争は、この期においてはむしろ消極的な農業防衛闘争に転化したのである。

このような農業防衛闘争は、この期を通じてあるいは全国農民大会や危機突破農民大会等の全国的統一的政治闘争の形で、あるいは産業防衛の「地域人民闘争」の一環としての土地、供出、税金の農民闘争としてたたかわれた。そしてこの段階においては、中央地方を通じ官僚機構との直接的衝突なしに、農民の最低限の要求すら実現することは不可能であることがますます明白になって来た。さらにまた今日の農業恐慌がけっして国内資本主義と農業との関連において生じたものではなく、広く世界資本主義経済との不可分の関連において発生し発展したものであるだけに、日本の農業問題も国際的農業問題の一環として生じているが故に、農民闘争の対象もまた世界的な分野に拡大していることが、米価、供出、税金、その他一切の闘争を通じて明かにされて来たのである。「九原則」の実施にともなう農民闘争の新たな段階はここにその根本的な性格を規定されていると見るべきであろう。

さてこれらの農民闘争をたたかった農民組織の主体的状態はどうであったか、二カ年半の空白を経て、日農第三回大会は四月二二日、開催されたが、それは大会に先立つ中央委員会においてすでに早くも分裂し、ここに第二回大会以後、全農の分裂以来日農の内部対立と抗争は公然と「二つの日農」として表面化したのである。もちろん中央における分裂にかかわらず、実際に働く農民と日々接し闘争を指導している地方県連の多くは熱烈に統一を要求し、深まる農業危機と収奪の強化に対し、各党各派の共同戦線によって闘争はすすめられたのであるが、中央における分裂の影響は決して軽視することはできなかつた。日農の分裂は大きくは国際的政治分野における対立の発展を反映し、したがってまた国内における左右対立の激化を一般的な背景とするものであろうが、直接的には四九年一月総選挙に見られる共産党の進出「社共合同」による日農統一派勢力の急進化に対する社会党系幹部の反発として行われたと見られ、第三回大会直後の統一派の勢力はかなりの優位を保っていた。しかしまた統一派内部にもまた問題はひそんでいたのである。七月黒田委員長の辞任から農民戦線の反共統一の動きが陰然公然とつづけられ、ついに年末には決定的な動きとなって実現した。このような中央における戦線の分裂、統一の動向はかならずしも地方組織までそのまま支配するものではないとはいえ、四九年後半期における農民闘争の一般的沈滞は、このような農民戦線における主体的状態とけっして無関係ではありえないであろう。

戦後農民闘争が四六、四七年の昂揚期のあとをうけて、四八、四九年より一般的には反動と沈滞におちいった根拠(とくに四九年後半期の沈滞)については別に立ち入った分析を要する問題であるがそれはここでの課題ではない。ただ戦後農村におけるぼう大な人口の流入、農地改革による土地所有関係の変動、インフレーションの影響等の複雑な経済過程の中で一貫して資本主義による農民収奪が強行され、きわめて特異な形態をとってではあれ農民層の分解は進行しており、農民層の内部における利害の対立は当然に農民運動にも反映しているであろうし、全農の分裂以来の日農の内紛もこのような農業構造における変化と無関係ではないであろう。あるいはまた、戦前はもちろん、戦後においてもっとも戦闘的であった小作農層が、農地改革の結果自作または自小作農に転化し、その小所有者的性格において保守的孤立的性格を強化したことも、四八、九年以後の農民運動の一般的停滞の原因となっているであろう。あるいはまた小作農にかぎらず、耕作農民として戦後農民運動の先頭に立った組合幹部がこの四カ年間に村長、村会議員、農協組役員農地委員等の機構に参加し、情勢の推移とともに逆に農民闘争と対立し、これを抑圧する側に立ったこと、これらの幹部を通じて、農民闘争の道によらず、上部官僚機構との「談合」「了解」その他の話し合いによって農業問題を解決してゆこうとする傾向も生れていること、これら一切の村の内部における政治的経済的勢力関係の変化は農民闘争と農民組織に反映し、日農支部は二、三の村のボスの看板にすぎない状態をさえ発生せしめつつあると見られる。さらに、四八、四九年以来労働運動に対する制限の増大は(公務員法、労組法改正等)村の農民の意識に微妙な影響を与えており、これはまた反税取締り等に見られる政府の強硬策とあいまって保守的な農民層を萎縮せしめる原因となっていることは見逃せない。中央地方における日農その他の幹部の対立抗争という事情が農民闘争に与えた大きな影響についてはいうまでもない。

四九年頭初より眼立ってきた農業恐慌の深化に対して、一般の農民の対応の仕方が、耕作放棄や経営自給化の増大等消極的な逃避かあるいは副業、多角経営、篤農技術等「後ろ向き」の対策を一般的特徴とし、積極的に生産を破壊し農民生活を低下させんとするものと抵抗して危機を打開する農民闘争の道に進みえないこの期においても、過重な税金、低米価供出、農地改革逆転等種々なる形態をとって支配と収奪を強化して来た国家独占資本主義に対する農民闘争の火は消えなかったものであり、以下節をわけてその展開の諸相を記録する。

なお「経済九原則」の発表後、各政党、農民組合はそれぞれこの実施にともなう民自党政府の反動的政策を警戒し、とくに農業部面への影響を重視して対策を講ずるところがあった。つぎにかかげる「経済九原則の実施に関する要請」はその一資料である。また「九原則」発表直後、極東委員会は「農民組織に関する一六原則」を指令したが、これに対する日農その他の態度は、政府による悪用、それを道具とする農民組織統制の実施を警戒する消極的なものにすぎず積極的に農民運動に有利な民主的農民組合法の制定その他の要求はこの期にはまだ現実化するに至っていない。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始